

日本政府・東京電力(東電設計)・JICAは ODAダムで奪った住民のふるさとを返せ

政府開発援助

10年に渡るインドネシアのODA被害者
住民裁判は、いよいよ大詰めを迎えます
～ コトパンジャン・ダム被害者住民裁判 ～

9月14日(金) 最終弁論

14:00～ 東京高等裁判所101号(大法廷)
地下鉄「霞が関」A1出口

**原告・ヘルマンさんが意見陳述を
行います。これが最終の陳述です。
ぜひ、傍聴にかけつけてください!**

2002年9月の提訴から10年。東京地裁での25回にわたる口頭弁論、そして東京高裁での2回の口頭弁論を経て、裁判は最終弁論を迎えます。原告・ヘルマンさん(右写真)が最終の陳述を行います。ヘルマンさんは、原告団の役員として、タンジュン村の原告967人を束ねてきました。

「海外援助」が現地住民に何をもたらしたのか、被害者の思いをぜひ聞いてください。100席の傍聴席を満杯にして、最終弁論を迎えましょう。



コトパンジャン・ダム裁判とは

2002年9月と2003年3月に現地住民8396人が提訴

インドネシア・スマトラ島中部のほぼ赤道直下にある、高さ58m・堤長258mの水力発電ダム。1996年に日本のODA(政府開発援助)約312億円で、東電設計(株)による設計・建設監理のもとで建設されました(東電設計(株)は東京電力グループの会社で、福島第一原発の設計も行っています)。水没面積は124平方km、山手線内の約2倍です。「希望の村」と呼ばれるほどの豊かなコトパンジャン地域がダムに沈められ、約5000世帯・23000人が家や農地を奪われました。強制移住先は、水がない、農業ができないなど、まともな生活できる場所ではありません。「日本の援助で建設されたコトパンジャン・ダムは私たちに恩恵をもたらしたのではなく、ただ長い苦しみと被害だけをもたらした」「インドネシア政府と日本政府がコトパンジャン住民をゆっくりと殺そうとしている」と住民たちは語ります。

2009年9月、東京地裁が不当判決

東京地裁では約7年にわたり審理が行われました。しかし中村也寸志裁判長はODAダムがもたらした強制移住・生活破壊・自然環境破壊には全く目を向けないばかりか、事実認定さえ行わず、被告の日本政府・東電設計・

JICAの主張だけを丸飲みした不当判決をくだしました。人権感覚欠如、「援助」に関する国際的ルールや常識からもかけ離れた判決です。

【原告(控訴人)】

インドネシアのダム被害者住民5921人
WALHI(インドネシア環境フォーラム、インドネシア最大の環境保護NGO)

【被告(被控訴人)】

日本国・JICA(国際協力機構)・東電設計(株)

【求める判決】

ダム撤去(原状回復)勧告をインドネシア政府に行うこと、損害賠償(ひとりあたり500万円)



◆ ODAの被害を明らかにした東京高裁での裁判

今年の3月2日、東京高裁で第1回口頭弁論が行われました。原告側は477ページにわたる控訴理由書を提出し、被害事実の認定、国や東電設計の注意義務違反など、新たな証拠を添えて地裁判決の全面的な見直しを求めました。被告側は、即時却下を求めましたが、青柳馨裁判長(第17民事部)は、原告側の証人申請を認めました。

6月22日の第2回口頭弁論には、原告団事務局長のイスワディさんが証言台に立ちました。移転前に撮影されたビデオや写真等の証拠も含め、ダム建設一強制移住の非人道性を明らかにした証言がなされました。その結果、地裁の審理ではさんざん卑劣な質問を繰り返した国・JICA・東電設計の代理人は、反対尋問を放棄せざるをえませんでした。

◆ ODAは、原発輸出の地ならしや武器輸出にも使われています

ODAは、原発輸出にも活用されています。原発に関連するインフラをパッケージとして「援助」し、3.11フクシマ事故以降も、技術援助(無償援助)と称して海外からの原発実習生の受け入れ、技術者育成事業を継続しているのです。

ODAは、「平和構築」の名目で軍事・警察部門への「援助」にも使われています。特に、イラク・アフガニスタンに対しては、自衛隊派兵と連携した軍事利用のODAが急増しています。

このような「援助」は一日も早くやめさせなくてはなりません。

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会 www.kotopan.jp/

E-mail: info@kotopan.jp 東京都新宿区筑土八幡町2-21-301, tel/fax: 050-3682-0769

【連絡先】 [東京] 090-8442-1275(斎藤), 090-8455-5352(山口), [大阪] 090-9613-2861(遠山), 090-8382-9487(三ツ林)